

補助額と補助期間について

自己負担額の1/2の額で、年度ごとに4万5千円までを補助します。(年度：3月～翌年2月)
 補助期間は、補助を開始した診療月から継続する2年間までとし、愛知県内の他市町村で受けた補助期間もこれに含みます。

ただし、補助1年度目が12か月未満で補助額が4万5千円未満の場合は、残りの月数を延長し、補助額の上限額を4万5千円に満たなかった残りの額とします。

<例> 令和3年8月診療分から補助を開始した場合

補助年度	令和3年度(1年度目)	令和4年度(2年度目)	令和5年度(3年度目)
診療月	令和3.8月～令和4.2月 (7か月)	令和4.3月～令和5.2月 (12か月)	令和5.3月～令和5.7月 (5か月)
補助額	2万円	4万5千円	2万5千円*

* 1年度目の繰り越し

【その他、期間の延長又はリセット(再設置)について】

1 期間の延長

医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合は、中断期間のうち補助のなかった月数を補助最終年度に延長します。※医師の証明書等が必要です。(中断期間の補助額は繰り越ししません。)

※治療中断は、「交通事故の被害者となった」など予想外の事態が発生し、主治医が治療を中断せざるを得ないと判断した場合のみです。

<例> 令和3年8月診療分から補助を開始し、令和4年8～9月まで医師の判断により治療中断しその期間補助を受けなかった場合

補助年度	令和3年度(1年度目)	令和4年度(2年度目)		令和5年度(3年度目)
診療月	令和3.8月～令和4.2月 (7か月)	令和4.3月～令和4.7月 (5か月)	2か月 中断	令和4.10月～令和5.2月 (5か月)
補助額	2万円	2万円		2万5千円*

* 1年度目の繰り越し

2 リセット(再設置)

第1段階の治療により拳児を得、その治療の助成を受けた夫婦が、その後更に次の拳児を得るために人工授精を行う場合、補助期間をリセットし、拳児を得て以降、初めて人工授精を行った月から2年間とします。出産に限らず、流産の場合も対象になります。(年度の補助額の上限は変わりません。)

※拳児を得た際の治療について、必ず第1段階の補助を受けていることが条件です。(特定不妊治療で妊娠した等は、リセットの対象となりません。) 詳細は、子ども家庭課にお問い合わせください。

※年齢制限について：リセット後、治療を再開した日の年齢で判断します。

※リセットで申請する場合、豊田市一般不妊治療費補助事業受診等証明書(様式第2号)の欄外に、医師による妊娠確認日と医師の印、その後の人工受精開始日の記入が必要です。(証明が困難な場合は母子健康手帳交付状況等で確認します。)

<例> 令和3年3月診療分から補助を開始し、令和3年5月に妊娠した。その後、令和5年1月から人工授精を再開した場合

補助年度	令和3年度(1年度目)	令和4年度(1年度目)	令和5年度(2年度目)	令和6年度(3年度目)
診療月	令和3.3月～令和3.5月 (3か月)	令和5.1月～令和5.2月 (2か月)	令和5.3月～令和6.2月 (12か月)	令和6.3月～令和6.12月 (10か月)
補助額	2万円	5千円	4万5千円	4万円*

* リセット後の1年度目の繰り越し